

保育所等整備交付金について

(今帰仁村幼保連携推進室)

〈*ただし、補助金額は、成 27 年度版補助金交付要綱により算定〉

(1) 交付の目的

保育所及び保育所機能部分の新設整備等に関する経費の一部に当てるために国が交付する交付金であり、保育所入所待機児童の解消を図ることを目的とする

(2) 整備対象施設

児童福祉法第 35 条第 4 項に規定する保育所

(3) 整備対象施設の設備主体（事業者）

社会福祉法人、学校法人など

(4) 主な補助対象経費

ア、本体工事（保育所の建設、設備工事費、工事事務費（監理料等））

イ、保育所開設準備費（備品購入費等）

ウ、特殊付帯工事（太陽光発電等）

エ、土地借料（有償賃借で借りる場合の賃借料）

(5) 主な補助対象外経費

ア、土地購入費用

イ、土地の整地費用（造成工事費、外構工事費）

ウ、設計料（監理料は対象経費）

エ、職員宿舎など保育に関係のない整備費用

オ、仮設園舎費用、解体撤去費用

カ、幼既存建物の買収費用

(6) 補助基本額

ア、土地借料（有償賃借で借りる場合の賃借料）

イ、定員規模に応じた基準額

ウ、放課後児童クラブ併設加算

エ、設計料加算（対象経費ではないが、加算はされる）

オ、保育所準備費加算

カ、特殊付帯工事加算

「対象経費の実支出額」または、「補助基準額」と比較して低い方の金額が「補助基本額」となり、補助基本額に補助率をかけた額が補助金額となる。

(7) 補助率

沖縄県・・・・・・7/8 (国：6/8・村 1/8)

*市町村の負担割合は、交付要綱でなく沖縄振興特別措置法で読む

《事例》

「保育所整備交付金」を活用し、土地を賃借の上、定員 90 名規模の保育所を新築する。

【契約金額 (税込み)】

・ 本体工事	200,000,000
・ 太陽光発電工事費	11,000,000
・ 造成、外構工事	10,000,000
・ 設計料	12,000,000
・ 監理料	6,000,000
・ <u>備品購入費</u>	<u>4,000,000</u>
総事業費	243,000,000

〈計算シート1〉

- (1) 整備区分・・・・保育所新設
- (2) 総事業費・・・・・・・・・・ 243,000,000 円
- (3) 対象経費の実支出額・・・・ 220,200,000 円
 - ① 本体工事費・・・・・・・・・・ 200,000,000 円
 - ② 造成・外構工事・・・・・・・・・・ 0 円 *造成・外構工事は対象外経費！！
 - ③ 特殊付帯工事費・・・・・・ 11,000,000 円
 - ④ 保育所開設準備費・・・・・・ 4,000,000 円
 - ⑤ 工事事務費・・・・・・・・・・ 5,200,000 円 *工事事務費は本体工事費の 2.6%が上限！！

〈計算シート2〉

- (1) 補助基準額・・・・・・・・・・ 166,730,000 円 (~~177,230,000~~)
 - ① 定員区分に応じた基準額・・・・ 126,000,000 円 (90名定員)
 - ② 特殊付帯工事加算・・・・・・ 10,500,000 円
 - ③ 設計加算 (*1)・・・・・・・・・・ 0 円
 - ④ 放課後児童クラブの併設加算・・・・ 10,500,000 円 *放課後児童クラブ新設の場合
 - ⑤ 土地借用加算・・・・・・・・・・ 15,900,000 円
 - ⑥ 保育所準備費加算・・・・・・・・・・ 1,530,000 円 (17,000×90名)
 - ⑦ 地域の余裕スペース活用促進加算・・・・ 2,300,000 円

*1：設計加算は、国からの補助金内示後の実施設計契約があった場合のみ加算条件とする。

〈計算シート3〉

- ① 対象経費の実支出額 220,200,000 円
- ② 選定額 (①×6/8) 165,150,000 円
- ③ 補助基準額 166,730,000 円
- ④ 国の交付金額 (②と③比べて低い方)
補助基本額 165,150,000 円
- ⑤ 村負担額 (④×1/6) 27,525,000 円
* 1/6 を掛けることで事業全体の 3/4 程度の補助となる！！
- ⑥ 補助金額 (④+⑤) **192,675,000 円**
- ⑦ 自己負担額 50,325,000 円 (*総事業費 : 243,000,000) - ⑥

≪補助金額≫ *推計

対象実支出額 $220,200,000 \times 7/8 = \underline{\underline{192,675,000}}$

*なお、保育所整備交付金要綱(国庫補助金)については、年度ごとに内容の変更があり、かつ、予算の範囲内の交付となります。したがって、現段階で補助金額を確約できるものではありません。

参考

別表2-3 [9の①に基づく保育所等施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表

	基準額(1施設当たり)	
	沖繩県	
	標準	都市部
定員20名以下	69,800	76,800
定員21～30名	73,200	80,500
定員31～40名	85,100	93,600
定員41～70名	97,000	106,700
定員71～100名	126,000	138,600
定員101～130名	151,500	166,700
定員131～160名	175,400	193,000
定員161～190名	199,300	219,200
定員191～220名	221,500	243,500
定員221～250名	245,300	268,800
定員251名以上	272,600	299,800
放課後児童クラブ専用 室の併設加算	10,500	
特殊附帯工事	10,500	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備加算、土地借料加算を除く)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	36	
定員21～30名	28	
定員31～40名	24	
定員41～70名	21	
定員71～100名	17	
定員101～130名	14	
定員131～160名	13	
定員161名以上	13	
土地借料加算	15,900	
地域の余裕スペース 活用促進加算	標準	都市部
	2,300	2,500

※1 平成27年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※4 土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に加算すること。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地など)を活用して保育所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に決定された交付基準額を適用する。